諮問番号:令和3年度諮問第43号 答申番号:令和3年度答申第44号

答 申 書

第1 審査会の結論

○○○○○○○ 保健福祉センター所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対して令和2年3月6日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

平成31年4月26日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、火災保険料の支給を求める申請(以下「本件申請」という。)を行った。審査請求人が処分庁に対し、火災保険料の支給に関して質問をしたところ、2週間前後に通知が届く旨の説明を受けたが、約1年後に本件処分に係る通知があった。

処分庁になぜ2週間で本件処分に係る通知を発送しなかったのかを聞いた ところ、忘れていたと言われたが、審査請求人が調べてみると、上司への報告 もなく、決裁も上げられていないことがわかった。

本件処分は、不当である。

2 審查庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論 本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1)本件についてみると、平成31年4月26日、審査請求人は、処分庁に対し、火災保険料の支給を求めて本件申請を行い、処分庁は、令和2年3月6日付けで生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年

- 4月1日厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の問88に規定する必要やむを得ない場合には該当しないとして本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 課長通知第7の問88のとおり、火災保険料については、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないと定めている。

処分庁は、本件申請があった平成31年4月26日時点においては、審査請求人が居住する共同住宅(以下「本件住宅」という。)の建物賃貸借契約書(以下「本件契約書」という。)の特約条項に火災保険についての記載がなく、加えて、火災保険の扱いは任意であり強制ではないこと、契約更新の際にも特約条項を設けることは困難であり、検討していないことを令和元年5月7日に本件住宅の管理会社(以下「管理会社」という。)に確認しており、これらの点を踏まえ、当該火災保険は強制加入ではないことも明らかであり、課長通知第7の問88に規定する必要やむを得ない場合には該当しない旨主張する。

一方、審査請求人は、管理会社に確認したところ、令和元年5月7日に処分庁からそのような電話も来所もなかったと聞いている旨主張し、両者の主張には争いがある。

そこで、本件申請に係る火災保険料を契約更新料等として認定する必要やむを得ない場合に該当するかについてみると、以下のことが認められる。

- ア 本件住宅の平成26年12月17日から平成27年12月16日までを 契約期間とする賃貸借契約は、1年ごとの自動更新であり、本件契約書には 火災保険への加入に関する記載はないこと。
- イ 平成31年4月26日、審査請求人は、管理会社から通知された火事に備 えての火災保険への加入を促す旨記載された書面等を持参の上、処分庁を訪 れ、本件申請を行ったこと。
- ウ 平成31年4月26日、審査請求人は、同日から令和2年4月25日まで を契約期間とする本件住宅の賃貸住宅総合保険への加入申込みを行ったこ と。
- エ 令和元年9月24日、審査請求人は、処分庁に対し、賃貸契約特約条項追加に伴い火災保険への加入が必要になる旨記載された書面を、管理会社から渡されたとして提出したこと、同書面には日付及び発出者の記載はないこと。
- オ 令和元年11月11日、処分庁は、管理会社から、本件契約書の特約条項 の追加は本件契約書の表紙に赤字で記載する旨聴取したこと。
- カ 令和2年2月6日、審査請求人は、処分庁に対し、「※火災保険加入強制 (家財保険)¥8,000-/1年」と手書きされた本件住宅の平成26年 12月17日付けの本件契約書の表紙を提示したこと。

- キ 審査請求人は、①平成31年4月26日の本件申請の当時は火災保険への加入は強制ではなかったが、現実に火災があり、加入しておいた方がよいのではないかとの管理会社からのビラを見て支給申請をした旨、②令和2年2月6日頃、管理会社が本件契約書に手書きで強制加入であることを記載し、それを審査請求人が処分庁に提出した旨、本件申請を行った平成31年は任意で火災保険の加入申込みをし、令和2年2月に強制加入になった旨、③令和2年12月2日に審理員が口頭意見陳述(以下「審理員による口頭意見陳述」という。)を実施した時点において、同年4月26日から令和3年4月25日までを契約期間とする火災保険には加入していない旨を陳述したこと。
- (3)以上のことからすると、本件住宅の賃貸借契約において、いつの時点から 火災保険への加入が義務付けられたのかは判然としないものの、少なくと も、本件申請の時における同賃貸借契約においては、火災保険への加入が義 務付けられていたとまで認めることは困難である。

また、審理員による口頭意見陳述を行った令和2年12月2日時点において、審査請求人は火災保険に加入することなく賃貸借契約が継続されていることを鑑みると、本件申請に係る火災保険料を契約更新料等として認定することは、課長通知第7の問88に定める必要やむを得ない場合に該当するとは言い難い。

したがって、課長通知に規定する必要やむを得ない場合には該当しないと して、本件処分を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

(4)以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件申請から2週間で本件処分の通知書を出すべきであり、本件申請から1年近く経過してから本件処分を行ったことについて不当である旨主張している。この点について、法第24条は、保護の申請に対する決定は申請のあった日から14日以内(扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、30日以内)に通知しなければならないと定めており、処分庁においては、適切な時期に本件処分を行う必要があったと言わざるを得ず、今後、同様のことがないよう留意すべき旨を付言する。

第4 調査審議の経過

令和4年 2月 7日 諮問書の受領

令和4年 2月 8日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限:2月22日

口頭意見陳述申立期限:2月22日

令和4年 2月28日 第1回審議 令和4年 3月29日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、 国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保 護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するこ とを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化 的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めて いる。
- (3) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、 能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する ことを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならな い。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第 2項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準(昭和3 8年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)を定め ている。

- (5) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「一 住居」及び「二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」を定めている。
- (6) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と定め、同条第5項は、「第3項の

通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と定め、同条第9項は、「第1項から第7項までの規定は、(中略)保護の変更の申請について準用する。」と定めている。

- (7) 保護の基準別表第3は、住宅扶助基準について定めており、1において、「家賃、間代、地代等の額(月額)」と「補修費等住宅維持の額(年額)」の区分により基準額を定め、2において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(中略)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。
- (8)生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4(1)は、「家賃、間代、地代等」について、アからクを記し、オは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額((中略)クにおいて「特別基準額」という。)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記し、クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の 9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)で ある。

(9) 課長通知第7の問88「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、 保証料を認定してよいか。」の答は、「必要やむを得ない場合には、契約更新 に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。 なお、課長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成26年12月18日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による 保護を開始した。
- (2) 平成31年4月26日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請を 行った。

なお、平成31年4月26日付けのケース記録票には、審査請求人が処分 庁を訪れ本件申請を行った時の記録として、「(前略)「入居後火災保険に加 入していなかったが、火事があったため管理会社から加入するようにと通 知がきた。」と通知と加入申込み書持参。申請書・通帳のコピー受理。(後略)」 と記載されている。

(3) 処分庁が行政不服審査法(平成26年法律第68号)第32条第2項の規定により、審理員に提出した本件契約書(以下「本件契約書(処分庁資料)」という。)は、1枚目が表紙、2枚目から8枚目が、I標記及びⅡ契約条項、9枚目が、賃貸人、賃借人等の記名押印で構成されており、I標記には、(2)賃貸借契約期間として、「始期H26年12月17日より終期H27年12月16日まで 1年(自動更新)とする」と記載されている。

なお、本件契約書(処分庁資料)の I 標記及びⅡ契約条項には、火災保険の加入に係る記載はない。

(4) 令和元年5月7日付けのケース記録票には、「契約書の特約条項に火災保険について記載〔が〕ないので、SV〔担当係長〕が管理会社に架電。・火災保険の扱いは任意であり強制ではない事・特約条項を設けることは困難なため、今は考えていない事と確認。」と記載されている。

なお、審査請求人は、反論書において、「平成31年5月7日、管理会社にTELにて確認とあるが、私が不動産屋の人に確認した所、TELもなければ、来所もなかったと聞いています。」と主張している。

(5) 令和元年9月24日、処分庁は、審査請求人から管理会社より受け取った とする火災保険加入のお知らせ(以下「本件お知らせ」という。)の提出を 受けた。

なお、本件お知らせには、審査請求人の氏名及び部屋番号の他、「この度、 賃貸契約特約条項追加に伴い、火災保険加入が必要となります。」と記載さ れているが、本件お知らせの発行者及び発行日並びに賃貸契約特約条項が 追加された日の記載はない。

- (6)令和元年11月11日付けのケース記録票には、処分庁は管理会社を訪問し、本件契約書の特約条項にいつから火災保険が追加されたのかについて質問し、管理会社の担当者からは具体的な日時の回答はなく、特約条項の追加については本件契約書の表紙に赤字で記載する旨説明があったことが記載されている。
- (7) 令和2年2月6日、審査請求人は、処分庁に対し、「※火災保険加入強制

(家財保険) ¥8,000-/1年」と手書きされた本件住宅の平成26年 12月17日付けの本件契約書の表紙を提示した。

なお、本件契約書(処分庁資料)の表紙には、上記の手書きされた火災保険に係る記載はない。

- (8) 令和2年3月6日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。
- (9) 令和2年4月7日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1)前記1(5)のとおり、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要な範囲内において行われるものである。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされて おり、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準 (処理基準)として、局長通知及び課長通知を定めている。

これらの処理基準によれば、火災保険料の認定については、前記1 (8) のとおり、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、局長通知第7の4 (1) オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとし、前記1 (9) のとおり、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとしている。

- (2) 前記2に基づき、本件についてみると、①平成31年4月26日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、火災保険に係る加入申込書及び通帳のコピーを持参の上、本件申請を行ったが、②本件申請の時点では、本件契約書には、火災保険への加入に関する記載は確認できず、③処分庁は、令和元年11月11日に管理会社から、火災保険に係る事項の特約条項への追加は、本件契約書の表紙に記載する旨の説明を受け、④審査請求人は、令和2年2月6日に火災保険料が強制加入である旨が記載された本件契約書の表紙を処分庁に提示したことが認められる。
- (3) また、審理員による口頭意見陳述の記録書によれば、審査請求人は、①本件申請の時点では、本件住宅の賃貸借契約において火災保険への加入は強制でなかったが、実際に火災があり、管理会社のビラを見て本件申請を行った旨、②令和2年4月26日から令和3年4月25日までを契約期間とする火災保険には加入していない旨を陳述していることが認められることから、本件申請の時点では、本件住宅の賃貸借契約において、火災保険への加入が義務付けられていたとまで認めることはできないと言える。
- (4)以上のことから、本件申請の時点では、本件住宅の賃貸借契約において火

災保険への加入は義務付けられておらず、本件申請で支給を求める火災保険料は、本件住宅の契約更新に必要なものには当たらないと認め、処理基準に照らして、火災保険料の支給をしないこととした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

(5) なお、審査請求人は、本件申請から却下決定処分があるまでに約1年経過していることから、本件処分は不当である旨主張する。

上記の審査請求人の主張は、本件における当審査会の判断を左右するものではないが、保護の申請に対する決定については、前記1(6)のとおり、法第24条において、申請のあった日から14日以内(扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、30日以内)に通知しなければならないと定められているところである。

この点について、審理員は、処分庁においては、適切な時期に本件処分を 行う必要があったと言わざるを得ず、今後、同様のことがないよう留意すべ き旨を付言しているが、当審査会においても同意見である。

(6)以上のとおり、本件処分は違法又は不当な点は認められない。 したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

> 大阪府行政不服審查会第2部会 委員(部会長)針原 祥次 委員 衣笠 葉子 委員 野田 崇